

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日または
土曜日の翌日)

目次

- ◇ 告 示 証紙の小売りさばき人の指定
保安林予定の森林
- ◇ 告 示 国有財産の用途廃止(二件)
土地収用法による土地の立入り
公有水面の埋立ての免許の出願
- ◇ 選管告示 選挙管理委員会の招集
- ◇ 公 告 消防設備士試験の実施
狩猟者講習会の開催

告 示

鳥取県告示第五百六十四号

鳥取県収入証紙条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第九号)第五条第三項の規定に基づき、証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、同

条例同条第四項の規定により告示する。

昭和四十九年六月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指定年月日	指定番号	住 所	氏 名	売りさばき場所
昭和四十九年 六月二十四日	三七〇	米子市法勝寺町 七〇番地	株式会社 山陰合同銀行 米子東支店	米子市法勝寺町 七〇番地

鳥取県告示第五百六十五号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十九年六月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一(一) 保安林予定森林の所在場所

東伯郡三朝町大字上西谷字家ノ奥四一二の三、四一六、字割レ石三八三の一、大字小河内字向山二四六の一、二四六の二、大字大谷字経塚六六三、字若杉二二一九、東伯町大字大杉字鎌谷七六五の一、七六五の二

(二) 指定の目的

土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採することができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種、次のとおりとする。

(二) 保安林予定森林の所在場所

鳥取市東町二丁目一〇四、立川町四丁目二二九、二二〇、米子市大袋字寺山通三八〇の二、東伯郡三朝町大字湯谷字檜木四九七、関金町大字関金宿字湯ノ奥一三九一の一、一三九二の一、大字米富字ウヅラカナル二三の一、字坂の下三六八の一、大字山口字奥浅井二一三八の一、字中浅井二一四九、二一五一、東伯町大字野井倉字一向谷一四、字袋尻六六四の一、六六四の八、六六四の九、六六四の一六、六六四の一七、六六四の二二、六六四の二三、西伯郡西伯町大字上中谷字上向九二、向上一一五

(二) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採することができる立木は、鳥取、米子及び倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林部造林課並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五百六十六号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十九年六月二十八日から用途廃止した。

昭和四十九年六月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

場	所	面積 (平方メートル)	用途
岩美郡国府町大字糸谷字向島八番八地先		五七・九〇	道路敷
岩美郡国府町大字糸谷字向島八番六地先から同町大字糸谷字向島九番地先まで		二九・九二	道路敷
岩美郡国府町大字糸谷字中隈田一〇番二地先		三六・八〇	道路敷

鳥取県告示第五百六十七号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十九年六月二十八日から用途廃止した。

昭和四十九年六月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

場	所	面積 (平方メートル)	用途
鳥取市吉成字財ノ木五七四番地先から同市吉成字財ノ木六〇七番地先まで		一六一・五二	道路敷
鳥取市吉成字財ノ木六〇六番地先から同市吉成字財ノ木五七八番地先まで		六〇・九〇	水路敷
鳥取市吉成字財ノ木五七四番地先		九〇・〇〇	水路敷

鳥取県告示第五百六十八号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十一条第一項ただし書の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの通知があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十九年六月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 起業者の名称

建設大臣

二 事業の種類

一般国道二十九号改築(鳥取南バイパス)事業

三 立ち入ろうとする土地の区域

鳥取市海蔵寺、桂木、船木、古郡家、官長、叶、広岡、紙子谷、香取、津ノ井、久末、大路、沖代、馬場及び的場

四 立ち入ろうとする期間

昭和四十九年六月二十八日から昭和五十年三月三十一日まで

鳥取県告示第五百六十九号

公有水面の埋立ての免許の出願があつたので、公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、次のとおり告示する。

なお、その願書及び関係図書は、この告示の日から起算して三週間鳥取県土木部河港課に備え置いて公衆の縦覧に供する。

昭和四十九年六月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 出願者の住所及び名称

鳥取市東町一丁目二二〇番地
田後港港湾管理者 鳥取県

二 埋立区域及び埋立面積

(一) 埋立区域

次の基点を順次結んだ線及び基点十五と基点一とを結んだ線によつて囲まれた区域

基点 一 岩美郡岩美町大字田後字日和山五六〇番地先田後港第二防波堤に接続した波除堤の標柱一

二 第三防波堤先端の西小島の標柱二から一四二度三〇分一五メートルの点

三 第三防波堤先端の西小島の標柱二

四 基点三から二五〇度七メートルの点

五 第三防波堤の基部

六 五から二七五度四メートルの点

七 第二防波堤先端白瀬島標柱三から二二五度五メートルの点

ルの点

八 第二防波堤先端白瀬島標柱三

九 八から七五度五メートルの点

十 八から二〇度九メートルの点

十一 八から三三〇度八メートルの点

十二 第二防波堤の基部向島標柱四から第二防波堤にそつ

た一八・五メートルの点

十三 標柱四から第二防波堤にそつた二六メートルの点

- ” 十四 ” 十三から一七〇度九・五メートルの点
 - ” 十五 ” 一から三五〇度一五メートルの点
- (二) 埋立面積
- 五、八七五・九三平方メートル

三 埋立地の用途
岸壁造成のため

四 埋立てに關する工事の施行に要する期間
免許の日から昭和五十一年三月二十五日まで

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第七十七号

昭和四十九年第十一回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和四十九年六月二十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

- 一 日時 昭和四十九年七月二日 午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二百二十番地 鳥取県庁第四応接室
- 三 議題 参議院議員通常選挙の執行状況について

公 告

消防法（昭和28年法律第186号）第17条の7第1項に規定する消防設備士試験を次のとおり実施するので、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第33条の11の規定により公告する。

昭和49年6月28日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 試験の日時及び場所

(1) 試験の日時

ア 筆記試験 昭和49年8月9日 午前10時から

イ 実技試験 昭和49年9月8日 午前10時から

(2) 試験の場所

鳥取市

2 試験の種類

(1) 甲種消防設備士試験（以下「甲種試験」という。）

(2) 乙種消防設備士試験（以下「乙種試験」という。）

3 試験の方法

試験は、筆記試験及び実技試験の方法により行う。

4 受験手続

(1) 受験願書の受付期間

昭和49年7月6日から昭和49年7月15日まで（郵送の場合は、昭和49年7月15日までの消印のあるものは、有効とする。）

(2) 受験願書の提出先

鳥取市東町1丁目220番地 鳥取県総務部消防防災課

(3) 提出書類等

ア 受験願書

所定の用紙により試験の種類及び指定区分ごとに提出すること。

イ 受験資格を有することを証明する書類

ウ 写真(受験願書提出前6箇月以内に撮影した縦5.5センチメートル、横4センチメートルの正面上半身像のもので、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの) 1枚

エ 受験手数料

(イ) 受験手数料

甲種試験 1,500円

乙種試験 1,000円

(ロ) 納付方法

(イ)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の手数料欄にはりつけて納付すること。

この場合、消印しないこと。

(ロ) 既納の手数料は返還しない。

5 その他

(1) 受験願書は、各消防本部又は鳥取県総務部消防防災課に請求すること。

(2) その他不明の点は、鳥取県総務部消防防災課に問い合わせること。

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正7年法律第32号)第7条ノ2第1項の規定に基づき、昭和49年度狩猟者講習会を次のとおり開催する。

昭和49年6月28日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者で狩猟免許を受けようとするもの。ただし、昭和45年度以降の狩猟者講習の修了証明書を有する者は除く。

2 開催の方法

経験者課程(乙種又は丙種の狩猟免許を受けようとする者にあつては、昭和46年度から昭和48年度の間1回以上乙種又は丙種の狩猟免許を受けた者。甲種の狩猟免許を受けようとする者にあつては、昭和46年度から昭和48年度の間1回以上甲種の狩猟免許を受けた者)と初心者課程(経験者課程以外の者)に分けて行う。

3 開催日時等

(1) 経験者課程

開催日	時間	講習会場	受講対象者
8月29日	9時から	八頭郡家町郡家八頭総合事務所大会議室	若狭町、八東町、郡家町及び船岡町に住所を有する者
	13時から	〃	八頭郡で上記以外に住所を有する者
9月2日	9時から	鳥取市東町鳥取県庁講堂	鳥取市、国府町及び岩美町に住所を有する者
	13時から	〃	岩美郡で上記以外に住所を有する者及び気高郡に住所を有する者

9月3日	9時から	倉吉市蔵城 中部総合事務所講堂	倉吉市のうち旧倉吉市・旧 上井町及び旧西郷村に住所 を有する者
	13時から	〃	倉吉市で上記以外に住所を 有する者
9月4日	9時から	〃	三朝町及び泊村に住所を有 する者
	13時から	〃	関金町、東郷町及び羽合町 に住所を有する者
9月5日	9時から	〃	東伯町に住所を有する者
	13時から	〃	東伯郡で上記以外に住所を 有する者
9月9日	9時から	米子市稚町 西部総合事務所講堂	米子市のうち旧米子市に住 所を有する者
	13時から	〃	米子市で上記以外に住所を 有する者
9月10日	9時から	〃	境港市、西伯町及び公見町 に住所を有する者
	13時から	〃	淀江町、岸本町及び大山町 に住所を有する者
9月11日	9時から	〃	西伯郡で上記以外に住所を 有する者
	9時から	日野郡日野町根雨 大会議室	溝口町、江府町及び日野町 に住所を有する者
9月12日	13時から	〃	日野郡で上記以外に住所を 有する者
	9時から	米子市稚町 西部総合事務所講堂	前記日程で受講できなかつ た者及び再受講者
10月2日	〃	倉吉市蔵城 中部総合事務所講堂	〃

(2) 初心者課程

開催日	時間	講習会場	受講対象者
7月23日 ～24日	9時から	日野郡日野町根雨 大会議室	日野郡に住所を有する者
8月2日 ～3日	〃	米子市稚町 西部総合事務所講堂	米子市、境港市及び西伯郡 に住所を有する者
8月6日 ～7日	〃	倉吉市蔵城 中部総合事務所講堂	倉吉市及び東伯郡に住所を 有する者
8月9日 ～10日	〃	鳥取市東町 鳥取県庁講堂	鳥取市、岩美郡及び気高郡 に住所を有する者
8月19日 ～20日	〃	八頭郡家町郡家 八頭総合事務所大会議室	八頭郡に住所を有する者
8月30日 ～31日	〃	鳥取市東町 鳥取県庁講堂	前記日程で受講できなかつ た者及び再受講者
9月6日 ～7日	〃	米子市稚町 西部総合事務所講堂	〃

4 講習科目

(1) 狩猟に関する法令

(2) 狩猟鳥獣の判別

(3) 猟具の取扱い

5 講習時間

経験者課程は、2時間とする。

初心者課程は、第1日目6時間、第2日目3時間合計9時間とする。

6 考查

経験者課程、初心者課程とも講習修了後引き続き講習に係る事項を
修得したかどうかを考查する。

7. 受講申込方法

所定の申込書に狩猟者講習手数料の額(経験者課程は400円、初心者課程のうち甲種は700円、乙種及び丙種は1,100円)に相当する額の鳥取県収入証紙及び写真をはり付けて、受講日の5日前までに所轄の地方農林振興局長に提出すること。

8 携行品

- (1) 受講申込みの際に配布したテキスト
- (2) 筆記用具